

## 神奈川県終身建物賃貸借制度に関する事務取扱要綱の一部改正の概要

住宅計画課

### 1 改正の趣旨

近年、高齢者や単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進行し、今後、高齢者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に対するニーズがさらに高まることが見込まれている。一方、民間賃貸住宅の賃貸人の中には住宅確保要配慮者の入居について、居室内での死亡事故、死亡時の残置物処理、家賃滞納等に懸念を持つものも多い。こうした状況を踏まえ、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和6年6月5日に公布された。

これにより、終身建物賃貸借の民間賃貸住宅市場における利用を促進する観点から「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、令和7年10月1日に施行される。

改正法による終身賃貸借事業の認可手続等の見直しに合わせ、関連する神奈川県終身建物賃貸借制度に関する事務取扱要綱について所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 事業認可の改正（「住宅」ごとの認可から「事業者」としての認可に改正）
- (2) 事業の届出の新設
- (3) その他所要の改正（様式の改正等）

### 3 施行日

令和7年10月1日